官報
（号外）
大蔵省印刷局発行
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（運輸三一）　一
〔告示〕
○平成十二年度電源開発基本計画を公表する件（総理四七）　四
○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境庁六〇）　五
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録をした件（農林水産一一七三）　六
〔公告〕
諸事項
裁判所　公示催告、破産、免責関係　二
特殊法人等　通信・放送機構入札関係　六一
会社その他　六三
会社決算公告　六四

省令

○運輸省令第三十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）及び第百四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年九月五日　運輸大臣　森田　一

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第十項の表を次のように改める。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
一　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて車両重量が一二六五キログラム以下のもの	○・九八	○・二四	○・四三	○・一一
二　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車又は小型自動車であつて車両重量が一二六五キログラムを超えるもの	○・九八	○・二四	○・四五	○・一一
三　車両総重量が一・七トン以下の普通自動車及び小型自動車（前二号に掲げる自動車を除く。）	○・九八	○・二四	○・四三	○・一一
四　車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（第一号及び第二号に掲げる自動車を除く。）	二・七〇	○・六二	○・九七	○・一八

第三十一条第十一項の表を次のように改める。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
一　前項の表の第一号に掲げる自動車	○・六三	○・一二	○・二八	○・〇五二
二　前項の表の第二号に掲げる自動車	○・六三	○・一二	○・三〇	○・〇五六
三　前項の表の第三号に掲げる自動車	○・六三	○・一二	○・二八	○・〇五二
四　前項の表の第四号に掲げる自動車	二・一〇	○・四〇	○・七〇	○・〇九

第三十一条第十四項中「及び軽油を燃料とする」を「、第十項の自動車であつて同項の表の第四号に掲げるもの、第十一項の自動車であつて同項の表の第四号に掲げるもの並びに第十二項及び第十三項の」に改め、同条第十九項中「又は液化石油ガス」を「、液化石油ガス又は軽油」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十項の自動車であつて同項の表の第四号に掲げるもの、第十一項の自動車であつて同項の表の第四号に掲げるもの並びに第十二項及び第十三項の自動車にあつては、この限りでない。